

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正にともなう お取引時の確認について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化するため、既に本人確認を実施させていただいていますが、法改正により平成25年4月1日から取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認(取引時確認)させていただくことになりました。

この確認は、**新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象**となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. お客さまへの確認(取引時確認)が必要な主なお取引

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- (3) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- (4) 融資取引 等

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

2. 確認させていただく事項

(1) 個人のお客さま **赤字**・平成25年4月1日からの追加項目

確認事項	主 な 確 認 書 類
氏名・住所・生年月日	運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証、在留カード、住民基本台帳カード(写真付)等 ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。

(2) 法人のお客さま **赤字**・平成25年4月1日からの追加項目

確認事項	主 な 確 認 書 類
名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書 等
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証、在留カード、住民基本台帳カード(写真付)等 ※上記の確認書類のほか、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	登記事項証明書、定款 等
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
議決権保有比率 25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率 25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率 50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名・住所、生年月日を確認させていただきます。

ご不明な点があれば、お取引店舗までお問い合わせください。

一番気やすい

シノヨー
広島市信用組合

[H25.04]